

新規事業展開やDX推進等の人材育成に 「人材開発支援助成金」が活用できます ～「事業展開等リスキリング支援コース」のご案内～

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「事業展開等リスキリング支援コース」では、新たな事業の立ち上げなど事業展開等に伴い必要となる知識および技術を習得させるための訓練を助成の対象にしています。

支給対象

対象者

事業主：雇用保険適用事業所の事業主
労働者：雇用保険被保険者

助成金の詳細
はこちら →



訓練

- ① 訓練時間数が**10時間以上**であること
- ② **OFF-JT**（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
- ③ **職務に関連した訓練で、以下のいずれかに該当する訓練**であること

- i 企業において**事業展開※1**を行うにあたり、**新たな分野で必要となる専門的な知識および技能の習得**をさせるための訓練
- ii 事業主において**企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得**をさせるための訓練
- iii **企業内の人事及び人材育成に関する計画に基づき今後従事されることが予定される職務※2**に必要となる**専門的な知識および技能の習得**をさせるための訓練

注：本コースでは、事業展開などの内容を記載した「**事業展開等実施計画**」（様式第1-3号）を職業訓練実施計画届と併せて提出する必要があります。取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

注：iiiの場合、人事及び人材育成に関する計画については、あらかじめ**認定経営革新等支援機関**（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>）の確認を受ける必要があります。

※1：「**事業展開**」は、訓練開始日から起算して、**3年以内に実施する予定のものまたは6か月以内に実施したもの**である必要があります。

※2 今後従事することが予定される職務は、訓練開始日から起算して、**3年以内に従事することが予定される職務**である必要があります。

助成率・助成限度額

① 助成率・助成額

企業規模	通常分		設備投資加算※ (1コースの一の導入費用あたり)
	経費助成	賃金助成(1人1時間)	
中小企業	75%	1,000円	50%
大企業	60%	500円	-

② 受講者1人あたりの経費助成限度額

企業規模	10時間以上100時間未満	100時間以上200時間未満	200時間以上
中小企業	30万円	40万円	50万円
大企業	20万円	25万円	30万円

※ 賃金要件または資格等手当要件のいずれかを満たし、事業所に事業展開促進機器等を導入した場合に、「通常分」の支給申請とは別途、設備投資加算を支給申請・受給することができます。

注1：eラーニング、通信制、定額制サービスによる訓練は経費助成のみです。賃金助成は対象外です。

注2：定額制サービスによる訓練の経費助成限度額は、受講者1人1月あたり2万円です。

注3：eラーニング及び通信制による訓練等については、企業規模に応じて中小企業の場合は15万円、大企業の場合は10万円となります。通学制及び同時双方向型の通信訓練と組み合わせる訓練等を実施する場合も含まれます。

注4：設備投資加算の限度額は、支給対象労働者1人につき15万円、10人以上の場合は支給対象労働者数にかかわらず150万円となります（例えば、支給対象労働者が2人の場合で、100万円の機器を1台購入した場合、30万円まで助成）。

注5：1事業所が1年度に受給できる助成額は1億円です。

助成金活用例

DX化のために必要な技能を習得する訓練を行い、事業展開促進機器等を導入した場合

課題

ある企業では、これまで人手中心の測量作業を行っていたが、今後ドローンを活用した測量手法を導入し、業務のDX化を進めていきたいと考えている。

実施訓練

<ドローン測量プロフェッショナル育成コース>
・ドローンでの測量に必要な知識の習得
・測量飛行の演習

訓練時間：30時間（7.5時間×4日間）
訓練経費：30万円/1人
3人受講する場合：90万円

事業展開促進機器

●測量用ドローン：80万円

助成内容

[助成率・額]

経費助成：75%（中小企業）
賃金助成：1時間あたり1,000円（中小企業）
設備投資加算：導入費用の50%（中小企業のみ）

[左記の訓練内容の場合の例]

経費助成：67.5万円（30万円×75%×3人）
賃金助成：9万円（30時間×1,000円×3人）
設備投資加算：40万円（80万円×50%）

助成金受給のための手続きの流れ

Step 0

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・自社の労働者に対する周知

Step 1 計画提出 (最寄りの 労働局へ)

- 事業内職業能力開発計画に基づき、職業訓練実施計画を作成する
- 作成した必要書類を訓練開始日の6か月前から1か月前までの間に管轄労働局に提出する

■主な提出書類

所定の様式	・ 職業訓練実施計画届 ・ 事業展開等実施計画 ・ 対象労働者一覧 など
添付書類	・ 訓練内容を確認できるカリキュラム など

Step 2 訓練実施

- 職業訓練実施計画に基づき訓練を実施する
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

Step 3 支給申請 (最寄りの 労働局へ)

- 訓練終了日の翌日から2か月以内に、必要書類を管轄労働局に申請する

■主な提出書類

所定の様式	・ 支給申請書、賃金助成の内訳等助成額を算定した書類 ・ OFF-JT実施状況報告書 など
添付書類	・ 訓練期間中の労働条件がわかるもの（雇用契約書の写しなど） ・ 事業主が訓練費用を負担したことを確認できる振込通知書 ・ 出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写し など

[各都道府県労働局の助成金申請窓口]

■ URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html

■ スマホはこちら→

